

東陶器小学校いじめ防止対策基本方針

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 未然防止に向けて

学校は人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動をとおして規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、充実改善を図る。
- (6) 子ども理解、発達課題等の障害などに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にした授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図る。
- (9) 保健の授業や教育相談等を通じて、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすることによりストレスを発散させることを学習しておく。

3 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) 子どものいじめを疑う。（例：いじめ対応チェックリスト等）
- (2) 子どもの声に耳を傾ける。（例：アンケート調査、個別面談等）
- (3) 子どもの行動を注視する。（例：チェックリスト、ネットいじめ防止プログラム等）
- (4) 保護者と情報を共有する。（例：連絡ノート、電話・家庭訪問、PTAの会議等）
- (5) 地域と日常的に連携する。（例：地域行事への参加、関係機関との情報共有等）

4 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関

係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、**詳細な事実確認**を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、**学校全体で組織的に対応**する。
- (3) 校長は**事実に基づき**、子どもや保護者に**説明責任**を果たす。
- (4) いじめた子どもには、**行為の善悪をしっかりと理解させ**、**反省・謝罪**をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、**早期に警察等に相談して協力を求める**。
- (6) いじめが解消した後も、**保護者と継続的な連絡**を行う。
- (7) いじめられた子どもが**落ち着いて教育を受けられる環境の確保**に努める。

5 いじめアンケート(生活アンケート)調査の実施

学期に1回以上を予定。(計3回以上、実施予定。)

調査を実施する。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じ、いじめアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

6 「校内いじめ対策委員会」の設置及び校内研修の実施

校長，教頭，教務，生徒指導主事，該当学年主任，該当教員を構成員として、「校内いじめ対策委員会」を設置する。

本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

【いじめに対する措置】

- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は「**校内いじめ対策委員会**」に直ちに情報を共有する。
- (2) 当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- (4) 必要に応じて、**心理や福祉の専門家**，**弁護士**，**医師**，**教員・警察官経験者**など外部専門家等が参加しながら対応する。

※重大事態への対処について、重大事態の認知後、教育委員会に報告を行い、本委員会が調査機関として、事実確認等、徹底した調査に努め、調査結果についても、教育委員会に迅速に報告する。

7 ネット上のトラブル対応について

携帯電話の普及に伴い、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、小学校4年生を対象にネットいじめプログラムを開催し、**ネット上のトラブルの未然防止**に努める。なお、保護者においてもこれら

についての理解を求める。また、子どもが悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、**関係機関の取組についても周知する。**

さらに、**ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置**をとる。必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに中堺警察署に通報し、適切な援助を求める。

8 いじめ防止対策における留意事項

- (1) 遊びや悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合には、**その場でその行為を止めること。**
- (2) **いじめを知らせてきた児童の安全は十分に確保すること。**
- (3) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、**警察との連携による措置も含め、毅然とした対応**をすること。
- (4) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝えること。
(傍観者への対応)
- (5) いじめをはやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させること。
(観衆への対応)
- (6) **学校評価**においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえ、改善に取り組むこと。
- (7) **教員評価**においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意すること。